

学校保健学習者の 学校安全の観点からの危機管理の理解

渡部 かなえ

1. 序論

子どもの健やかな育ちと学びを支援する教員は、免許・資格を取得する過程で、「学校保健」（中学校・高等学校の保健体育科教員）や保育内容「健康」（幼稚園教諭・保育士）を学習している。子どもの健康と安全は、いつの時代でも教育者・保育者の重要な課題である。近年、学校園の内外において、「子どもが犠牲となる、あってはならない事件・事故、交通事故や自然災害」などに対して、学校園が適切な対応を行うことが求められるようになり、学校保健法が学校保健安全法に改正され、学校安全に関わる事項が大幅に追加された（総務省 2008改正，2009施行）。

しかし、幼稚園教育要領（文部科学省 2008）および保育所保育指針（厚生労働省 2017）に記載されているのは、「子ども達の中で育つことが期待されている心情・意欲・態度」とそれらを達成するために指導する事項で、保育内容「健康」の領域においても、安全教育と危機管理についての記載は、数十年の間「危険な場所・危険な遊び方・災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」の一文のみそのまま変わっていない。

本研究は、幼稚園教諭免許・保育士資格を取得済みで、さらに専門性を高めるために学校保健を学習している保育者を対象にして、子ども達の安全のための危機管理の在り方について検討することを目的として行った。

2. 方法

解釈的記述的な質的研究デザイン（qualitative interpretive descriptive design）を用いて行った。

幼稚園教諭二種免許・保育士資格を所持する都内の保育者で、さらに専門性を高めるために学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む）を学習した45名に研究協力を依頼した。依頼内容は、幼稚園・保育所の子ども達の健康教育・安全教育と危機管理の今後の在り方についての、無記名・自由記述による回答であった。

データ（自由記述の回答）の解析は、BraunとClarke（2006）の主題分析のためのフレームワークを用いて行った。

3. 結果および考察

幼稚園や保育所での子ども達の健やかな育ちの支援に関わっていく保育者たちが、危機管理上の重要事項として理解し、取り組んでいくべきと考えていたのは、1）「危ないから」と子ども達に禁止や制限をし過ぎる風潮の改善，2）避難訓練，3）交通安全，4）その他（新興の外来害虫への対応や虐待・犯罪被害から身を守る等）であった。また，5）危機管理能力を子どもに身につけさせることと，園だけでなく園と家庭が協力して実施できる体制・環境整備の必要性が述べられていた。

1) 「危ないから」と子ども達に禁止や制限をし過ぎる風潮の改善

45名中20名と、最も多くの保育者が言及したのが、「危ないから」と子ども達に様々なことを禁止したり制限をかけ過ぎる風潮への懸念であった。代表的な記述内容は以下であった。

- 1-1) 子どもにケガをさせないことに敏感になっている（背景に子どものケガに過敏な保護者の存在）
- 1-2) 子ども達の活動や経験を制限してしまっている
- 1-3) 子ども達は様々なことに挑戦し失敗を重ねながら学んでいく
- 1-4) (自分や友達のケガの経験を通して) ケガをするような遊び方をしてはならないと考えるようになる
- 1-5) (過剰な制限や禁止は) 何が危険か、どうしてケガをしたのかを学ぶ機会を失う
- 1-6) (過剰な制限や禁止は) 子どもが危険から身を守る術を身につける経験を奪い、危険を回避できなくしてしまう
- 1-7) (過剰な制限や禁止によって) 幼児期に獲得すべき力をつけることができない
- 1-8) 子ども達に必要な遊びや楽しさが危険に繋がらないようにするのはどうしたらよいかを、保育者や保護者が考えることをしなくなる
- 1-9) 安全に遊び生活するためにどうすることがよいかを、社会や大人が考えることをしなくなる

1-3～7) から、「危ないから」と子ども達に禁止や制限をし過ぎることが、子ども達に負の影響を及ぼすことを保育者が懸念していることが分かった。大きなケガや事故は防がねばならないが、小さなケガまでも恐れるあまり、子ども達の生きる力を育む教育・保育の実現が危うくなってきていると考えられた。

1-8～9) は、子どもだけでなく、保育者や保護者などの大人や社会が、子どもの心と体の健やかな育ちのためにどうしたらよいかを考えるのではなく、責任回避の事なかれ主義のようになってしまう恐れが推察された。

2) 避難訓練

避難訓練を通して危機管理に言及した保育者は8名であった。その多くは地震を想定した避難訓練で、2011年の東日本大震災での教訓を生かし、発生する可能性が高いとされている首都直下型地震を想定した避難訓練が、ほとんどの園で既に行われている。子ども達は、避難訓練を繰り返すことで、非常ベルやサイレンが鳴ると机の下などに素早く入って身の安全を確保し、保育者の指示で園庭に避難する、という行動をとることができていたと、記述されていた。しかし、「実際に地震が起こった時に、子どものパニックにどう対応するか」という、子ども対象ではなく保育者対象の訓練では、非常ベルやサイレンに驚いて泣いたり大声を出す子どもが多く、適切な行動をとることができないため、保育者が「机の下に隠れなさい」と子ども達を引っ張って避難させていたと記述されていた。

地震や火事を想定した避難訓練は昔から行われている。データ（記述）から、子ども達は訓練を重ねると適切な避難行動をとることができるようになるが、「これは訓練だ」とわかっている（予告されている）訓練だけだと、本当の災害時により近い（予告はない）状況設定では驚きや恐怖でパニックを起こしてしまい、練習した適切な避難行動がとれない可能性があることが推察された。ステレオタイプの訓練を定期的に繰り返すのではなく、子ども達が訓練に不慣れなうちは予告ありで、子ども達が適切な避難行動がとれるようになったら予告無しなど、より現実の災害発生に近い状況での訓練にアップデートしていく必要があると考察された。

3) 交通安全

交通安全について言及した保育者は6名であった。子どもが犠牲となる事故の主な理由が飛び出しや車道へのはみだしによる接触であること、単に交通ルールの説明をするのではなく、「お話し」の形で子ども達が関心を持って耳を傾けてくれる工夫、子ども達自身の身近な問題であることを子どもに分かりやすく伝える努力をすることが危機管理につながると、保育者たちは考えていた。また、お散歩などの園外保育では子ども達は保育者と一緒に道路を歩くので、その機会に、信号や車に子どもが意識を向けるよう促し、子ども自身が交通安全について考えられるようにしていく必要であると述べていた。歩行中の交通事故の死傷者は小学1年生が際立って多く、登下校中の発生が最も多い（朝日新聞・交通事故総合分析センター）。これは、幼稚園・保育園の登園・降園では、子ども達は保護者に送り迎えをしてもらうか園バスに乗るが、小学校に入ると子ども達だけで登下校するため、道路を歩く時に注意すべきことがよく分かっていない子どもは事故に遭う危険性が高くなるからと考えられる。小学校入学前の幼稚園・保育園で、子ども自身が交通安全の意識を持てるよう導くことが、小学校1年生での交通事故を防ぐうえで重要な危機管理であると推察された。

4) その他

ヒアリのような、これまで日本にはいなかった新興の外来害虫への注意や対処法を知っておく必要を述べた保育者が4名おり、他に地球温暖化による気温の上昇で熱中症についてこれまで以上に危機管理が必要というコメントや、子ども犯罪被害から守ることの必要性への言及があった。

子どもを犯罪から守る教育として、日本では以前から「知らない人について行ってはいけません」と子ども達に言い聞かせることをしている。しかし、近年、幼い子どもが、連れ去りだ

けでなく虐待や性的被害の被害者になるケースが少なからず発生しており、加害者は見知らぬ不審者だけでなく、親族・家族、学校関係者やクラスメートなど顔見知りの場合が少なくない。よって、これらの現状に対処できる実効性のある危機管理対応が必要である。ニュージーランドの子どものための安全教育は、子どもを虐待やいじめ、性的被害から守ることが第一の目的になっている（ニュージーランド政府・教育省 2009）。日本でも、子どもの安全教育や危機管理の対象範囲を、災害や自然環境、交通事故だけでなく、今後は犯罪被害から子ども達を守ることに重点を置いていく必要があると考えられる。

5) 自分で自分を守れる力・園と家庭が協力できる体制・環境の整備

大人が子どもを守るだけでなく、子ども自身が危険かどうかを考えることができ、子ども自身が危険を回避できるようにしていくことの重要性と必要性を多くの保育者が指摘していた。また、危険は学校の内外、通学路や子どもが遊びに行く所、家族と出かけて行く所など、あらゆるところに潜んでいる。危機管理は学校園だけでは十分ではなく、学校園と家庭が協力して行っていく必要がある。連絡を密にすることはもちろんであるが、学校園と家庭で危機管理のコンセプトを共有すること（保育者と保護者が違うことを言っただけで子どもを混乱させることがないようにする）、子どもだけでなく親子で参加できる安全教室を開催する、子どもだけに体験させるのではなく、大人も実際に体験（模擬体験）をして、「子どもの目線と大人の目線」の両方からの安全確認と危険回避を学んでいかれる体制・環境整備が必要であり重要である。

4. 結論：学校安全（学校園の安全）の観点からの危機管理

幼少児であっても、自分で自分を守れるよう

になる、自分で考え判断できるようになることが、今とこれからの危機管理で目指すべき重要な点である。保育者は、子どもを守るだけでなく、子ども達が成長の過程でそのような力を身につけることができるよう支援していかねばならない。そのためには、子ども達に禁止や制限をし過ぎることなく、子ども達の挑戦や頑張り、試行錯誤、自分で考え判断することを促し見守り過剰にならない必要なだけの手助けを適切に行っていく必要がある。また社会情勢の変化や子ども自身の変容に柔軟に対応できるよう、どうすればよいのかを考えていかねばならない。保育者に求められる危機管理は、思考停止に陥らないこと、情報や考えを共有することである。

5. 謝辞

本稿は、JSPS科研費24600025基盤研究(C)の助成を受けて行った研究の一部である。調査に協力してくれた保育者のみなさま、子ども達への安全教育の指導の様子を見せて下さったニュージーランド・オークランド警察の方に御礼申し上げます。

【参考文献】

総務省 (2008) 「学校保健安全法」 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO056.html>

文部科学省 (2008) 「幼稚園教育要領」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youyou/you/you.pdf

厚生労働省 (2017) 「保育所保育指針」 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf>

Braun V., Clarke.V. (2006) 「Using thematic analysis in psychology」 『Qual. Res Psychol』 3:2, pp77-101.

朝日新聞DIGITAL (2017) 「歩行中の交通事故、死傷者は小1突出 外歩きの経験浅く」 <http://www.asahi.com/articles/ASK2L5Q3XK2LUUPI001.html>

公益財団法人 交通事故総合分析センター (2017) 「小学一年生が登下校中に遭った死傷事故」 『ITARDA 交通事故分析レポート』 No.121, <http://www.itarda.or.jp/itardainfomation/info121.pdf>

The Ministry of Education, New Zealand (2009) 「Reporting of Suspected or Actual Child Abuse and Neglect」, 『Protocol between the Ministry of Education, the New Zealand School Trustees Association and Child, Youth and Family 2009』 pp.1-11.